

厚生年金基金と会計

Pension Fund and Accounting

中村文彦

NAKAMURA Fumihiko

要旨 厚生年金基金の代行部分は、退職給付制度の公と私の性質を交錯させる場であり、国際的に類を見ない制度である。退職給付の制度と財務報告の間で、この制度のあり方が揺らいでいる。

退職給付会計基準が導入されて以降、基金の積立不足のオン・バランス化において当該部分の扱いが問題となり、関連して、総合型年金基金の代行割れを伴う代行返上と解散の問題等が課題として生じていた。こうした状況に対し、先般、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が国会で可決・施行された。

本稿では、こうした一連のプロセスを、代行部分を巡って生じた会計の経済的な影響と、それに対するレスポンス過程ととらえて考察する。そのうえで、会計の国際化という潮流において、安定的な退職給付制度を形成するために退職給付会計が今後どのような方向性によって整備されていくべきであるのかについて若干の検討を行う。

1 問題の所在

職域年金制度をはじめとする、企業の退職給付制度に関わる各種の経済主体にとって、その制度が本来持っているすべての機能を十分に生かし、豊かな給付を安定的に行い得るようになることは、最も望ましい目標であろう。制度の設置に対する何らかの合意がなされ、それが実行され、さらに幾度かの修正を経ながらも、その制度の存続が図られる背景には、こうした理念が存在することは想像に難くない¹⁾。

これは単に、退職給付の受給者の視点のみをクローズアップして述べているのではなく、制度の設置者としての企業や事業主の視点からも同じことが言える。退職給付制度の運営が成功し、安定して給付を行う事が可能であれば、その効果として、通常の給与賃金と同様に、労働者の定着²⁾や生産性向上を通じての企業への貢献や、企業の社会的責任の達成等が期待できるであろうし、企業のコスト面の負担も軽減されるからである。それでは、こうした経済主体の期待に対して、退職給付制度は十分な解を示し得るのであるだろうか。

退職給付制度には国により様々なものが存在する³⁾が、一般に、労働に応じた資金を掛金として集め、それを運用し、退職者に対する給付を賄うシステムととらえることができる。制度への資金のインフローである掛金と、制度からのアウトフローである給付については、労使間の合意によって任意に決定することが出来得るが、掛金と給付の総額の総額との差異は、運用活動によって補わなければならない。掛金と給付の割合は、当然ながら、制度の成熟度や人口構成比、等によって影響を受ける。制度が成熟するに従って給付負担が高まり、その原資を確保するための運用活動に対する負担も増大することになるからである。つまり、どのような制度や財政方式をとった場合であっても、集めた資金を運用し

増やし続けることに成功しなければ、その制度が機能し続けることはできない仕組みなのである。

また、退職給付制度は、長期にわたって人的資源がコミットすることで制度やシステムが構築・運営されるものである。そのため、企業の担当者や労働者の入れ替わり等、人的資源の流動性に関わる問題を避けて通ることが出来ない。こうした現象を通じ、そこに関わる人的資源が非常に多岐にわたるため、それぞれの責任や利害に関する線引きを、明確に行うことが難しいといえるだろう。これに関しても、制度の不確実性を増大させる可能性を持つ本質的要因である。

これらを勘案すると、少なくとも、基本構造の観点からは、掛金と給付の収支をバランスよく調節しながら運用に関わる不確実性の問題を常に解消し続け、さらに運営に関わる様々な人的資源の責任および利害の配分を適切にデザインすることが、それぞれ時系列的な諸条件の変容を踏まえて行われなければ、退職給付制度やシステムは、上述の望ましい目標を達成できないことがわかるだろう。

周知のように、現在日本の退職給付制度は、社会保障の視点からも経済構造の視点からも、ひとつの大きなターニングポイントを迎えている。これは、ここ数年の厚生労働白書⁴⁾において、次のような問題が検討されていることから明らかである。それは、少子高齢化により人口構成が変化することに伴って生産労働人口が減少する問題、厳しい雇用情勢に基づいて非正規労働が拡大する問題、実質GDPが増大する一方で賃金と物価が停滞する問題、社会保障費が膨張し続ける問題、グローバル化が進む中で世界経済が停滞傾向にある問題、世界経済における日本経済のプレゼンス低下の問題、等である。

これらは、上述の退職給付制度の構造枠組みにおいて、様々なパラメータに関わっている。例えば、少子高齢化によって生産人口とリタイア世代が逆転し、人口ピラミッドの構造が変容することは、退職給付制度の成熟化を進め、掛金と給付のバランスを損なうという状況を生じさせるであろう。また、グローバル化した世界経済の停滞は、退職給付資金の運用活動を一層困難なものにしてしまう可能性をも秘めている。加えて、非正規労働の問題は、社会保障としての公的年金の存続に関わる問題を生じさせるのと同時に、退職給付制度に加入することの障壁の増加にも繋がるのである。

こうした背景を考慮すれば、退職給付制度の一層の整備充実が求められることとなり、同時に、投資運用の巧拙を含めた制度の運営パフォーマンスの成否について、その関係主体が効率よく正確に知り得るための手段として、退職給付の財務報告の存在感が今まで以上に増してくる可能性が考えられることになる。退職給付の財務報告では、ステークホルダーが求める制度の運営パフォーマンスに関わる情報が、一定の理論のもとで有用なデータ⁵⁾に変換され、定期的に提供されるからである。

しかしながら、ここでひとつの問題が生じる。退職給付の実際の投資運用は、基本的にはファイナンスの理論に基づいて行われており、そこではキャッシュフローに着目した収支計算が基本とされている。これに対して、退職給付の財務報告における財務情報では、キャッシュフローの計算原理とは異なる、発生主義に基づいて算定される会計利益にも主眼が置かれているため、果たしてその運営パフォーマンスが十分に整合的な視点から描写され得るのかという、根本的な疑問が生じるのである。

さらに、会計利益の算定プロセスにおいては、会計基準において複数の代替処理が容認

されていることがあり、その選択次第では財務数値が異なってくる。こうした状況においては、経営者側の裁量が介入する余地も存在しているため、財務報告で開示される財務情報の利用に際して、ステークホルダーはこうした可能性をも考慮して、利用目的に応じた個々の判断を行わなければならない。

もう一つ重要なことが存在する。財務情報を作成するためのルールである会計基準には、実体経済に影響を及ぼす側面⁶⁾が存在することである。会計は、かつて、その描写対象となる事象を忠実に描写する中立的なものと考えられていた。しかしながら、描写の視点と方法とを何からの形に決めるということは、逆に見れば、そこで描写される対象のあり方も、例えば、写真や絵において被写体のポーズを固定しなければならなくなるのと同様に、その視点と方法に適合するものだけに限定されることになる。それゆえ、会計基準の適用を巡っては、実際の経済活動が描写されやすい姿になるように実体経済が動かされる可能性も否定し得ないのである。

本稿では、退職給付制度の中から厚生年金基金の会計問題に焦点を当てて考察を行うこととする。厚生年金基金は、日本の退職給付制度の普及期において登場し、構造的な問題を抱えつつも今日まで続いてきた非常に特徴のある制度である。しかしながら、退職給付会計基準の導入以降、その制度上の問題が広く社会的な問題を表面化させるようになり、その後の法改正等における利害構造の変容という動向に繋がってきている。それゆえ、退職給付基準の導入が基金のあり方という実態にいわゆる経済的な影響を与えているという意味で、分析対象としての意義が存在すると思われる。以下においては、まず、退職給付の財務報告の需給メカニズムを人為性という観点から分析し、その上で、実際に厚生年金基金に生じた経済的な影響を考察する。さらに、その経済的な影響を解決するために行われた法改正をとり上げ、その公表プロセスに至るまでの議論と、利害構造の変化が会計上どのような課題を有するのかについて検討を行う。

2 退職給付の財務報告における需給調整

退職給付の財務報告を、退職給付の財務情報の利用者であるステークホルダーの需要と、作成者である企業の供給との間において、調整がなされる一種のマーケットと解するのであれば、そこには、何らかの調整メカニズムが存在することを想起し得るようになる。最初に、このメカニズムについて考えよう。

退職給付の財務報告で開示される財務情報は、基本的には、退職給付会計基準というルールに基づいて作成される。これは、企業に設置される退職給付制度の運営パフォーマンスと、その制度を設置する企業の財務的な関わりとを、認識・測定（あるいは評価）して、記録を行った上で、各種のステークホルダーに対し、財務報告制度を通じて、どのように提供すべきなのかを定めたルールである。

この会計基準には、理論や政策によって会計代替処理が複数認められる項目も存在する。例えば、会計基準の適用時期に関する会計代替処理（早期適用、通常適用、段階的適用等）、退職給付債務を現在価値に直すための割引率や、期待収益率等の運用や時間経過に関わる事項の会計代替処理、会計基準適用時差異等の政策的な会計代替処理、数理計算上の誤差等の計算上の期待と実際の差によって生じた金額の処理に関する会計代替処理、等である。したがって、この財務情報における算定数値には、一定の幅が存在している。

また、退職給付制度を設置する企業とその制度自体の財務報告とが、別々に行われていることにも注目すべきである⁷⁾。制度の運営パフォーマンスについては、退職給付債務と制度資産を管理することによって、その差額であるサープラスをマネジメントする視点からの財務報告が行われる。一方、制度を設置する企業の財務的関わりについては、そうした運営活動が、どのような財務的インパクトとなって企業業績に関わるかを管理する視点から財務報告が行われる。基本的な計算構造としては、制度の資産および債務を企業業績に直接関わらせるのではなく、それらを何らかの基準によって各々一旦測定した上で、計算構造に間接的に関わらせるという方法を採用している。こうした二元的な財務報告の体制を考えると、それぞれの描写時に介入する判断が相違することで、情報内容にも違いが生じる等の問題も考えられることになる。

こうした、退職給付の財務情報に関わる「一定の幅」は、選択あるいは判断といった人為的な要素によって左右されており、退職給付の財務報告の需給調整メカニズムを理解する上で大きな鍵となると考えられる。そこで、この一定の幅をもたらす人為的な要素がどのようにディスクロージャーに関わっているのかについて、次の3つの視点⁸⁾から考えてみよう。

第1の分析視点は、退職給付のディスクロージャーにおいて、財務情報を作成する際に基本ルールとなる会計基準が、どのような議論やプロセスを経て形成されているのかに着目するというものである。つまり、会計基準設定プロセスとそのアウトプットである会計基準に、その人為的な要因を求めるのである⁹⁾。この視点からは、会計基準設定機関が有する会計目的、計算構造観、および会計思考が、その基準設定プロセスを通じてどのように投影されるのか、また、投影された会計基準を用いて行われる財務報告はどのような性質を有するのか、等を検討することになる。また、そうした関連において、基準設定プロセスそのものをどのように整備するのか、といった事項もこの視点の範疇におかれる。

第2の分析視点は、退職給付会計基準を利用して財務情報を作成する企業（経営者あるいは事業主）の立場から、どのような退職給付の財務情報が作成されるのかについて、その行動原理に着目するというものである。

これを考察する視点は、主に2つ存在する。1つは、会計基準に規定された複数の代替処理のなかから1つの会計方針を選び出すという行動と、その背景にある原理との関係を考察することである。例えば、一般によく知られている行動原理として、企業（経営者あるいは事業主）が、その目的を遂行するために、財務報告において開示する利益情報を、会計基準上の会計代替処理の選択によって、利益捻出型、利益平準型、そして利益圧縮型の3つのパターンによってコントロールしようとする、利益マネジメント¹⁰⁾がある。こうしたものを含めて、会計方針を決定する事例を観察し、行動における一定の傾向等を理論化することを目指す様々な実証分析も行われてきている¹¹⁾。

第2の分析視点には、もう1つ重要な企業行動が関わっている。それは、会計基準の経済的なインパクトの大きさから、実際の経済活動を変更する等の行動をとることである¹²⁾。退職給付制度の場合には、退職給付会計基準を適用することによって、これまでにオフ・バランスであった積立不足をはじめとして、様々な数値が財務諸表本体に関わってきた。したがって、こうした影響を考慮して、実際の運営活動や運営に関わる財務を変更する行動が存在していることも十分に考えられるだろう。これについては、給付水準の引

き上げや引き下げ、掛金の引き上げや引き下げ、運用に関するポリシー変更に伴う運用ポートフォリオの変更や投資マネージャーの変更、等のように、制度の種類自体についての変更は行わず、その設計内容についてのみ変更を行うものと、他の種類の制度への変更や制度廃止等のように、制度の種類自体を変更するものが存在する。いずれにせよ、こうした制度デザインの変更は、企業側のコスト負担等の問題に留まらず、退職給付制度の本来の目的である受給者の給付を受ける権利に関わる重大な問題を生じさせることになる。

第3の分析視点は、財務報告によって開示された退職給付の財務情報の利用者、すなわちステークホルダーの立場から情報利用に関する基本原理に着目するというものである。企業には様々なステークホルダーが存在するが、それらの関心は、大きく分けて次の2種類に集約すると考えられる。

まず、個々の契約内容に基づいて、企業との間に利害関係を有する各ステークホルダーが、他の利害関係者を考慮した全体的な関係のなかで、各々の利害を裁定・調整するために、利害調整情報が必要とされる。その中心となるのは、経営者の受託責任の遂行状況に関わる情報と、企業価値を維持しながら達成することが可能な配当可能利益に関する情報である。基本的には、これらの情報を基にして、各種ステークホルダー間の利害関係が線引きされ、その利害裁定がなされる。したがって、この情報を重視することは、結果として適正な期間利益を算定するために必要となる退職給付の財務情報を求める視点に結びついていくことになる。

これに対し、投資家は、新規の投資あるいは転売等において役立ち得るような情報を、本質的に必要としている。その関心は、主として、市場価値が本来の価値よりも割安あるいは割高に評価されているような投資対象を発見することにあるので、その発見に役立ち得るような情報や、将来における投資収益率のリスク水準を推計するのに役立つ情報が、どの程度提供されるかということに対して敏感に反応する。したがって、企業は投資対象としての価値の有無を常に問われていることになり、そうした要求に応えるため、自らの経営パフォーマンスの成果である財務数値に企業価値を投影するように努力を払う必要が生じる。結果として、情報を提供する企業にとっては、企業価値を創造することがその命題のひとつとなる。こうした視点からは、現在および将来のキャッシュフロー計算に関わる退職給付の財務情報に注目が集まることになる。

以上の構造面の分析によって、退職給付の財務報告においては、財務情報の利用者が経済的な意思決定を行うまでの間に、会計基準の設定におけるレベル、財務情報の作成レベル、財務情報の利用レベルという、3つの人為的な要素が段階的に関わり、退職給付の財務情報に対する需給を均衡させる過程において、調整機能を担っていることが明らかになった。それでは、続く第3節および第4節において、こうした調整過程が実際にどのように機能したのかを、厚生年金基金会計に焦点を絞って考察しよう。

3 厚生年金基金に与えたインパクト

厚生年金基金制度が日本に導入されたのは、1965年6月のことである。この時期は、高度経済成長期であったため、公的年金を含めた社会保障制度の全般の拡充は、政策面からも重要な課題となっていた。しかしながら、企業の立場から見れば、このことは厚生年金に対する企業の追加負担の発生を意味するため、必ずしも望ましいことではなかったのだ

ある。既に、1962年には、経営者側の強い要望を背景に税制適格退職年金制度が導入されていたため、厚生年金制度のこうした拡充に対する経営者側の抵抗は大きかったと思われる。こうした、政策的な意図と経営者側の思惑との間に生じた、対立的な利害関係を中和化した¹³⁾のが、後に大きな問題をもたらす「代行」¹⁴⁾という考え方である。

この「代行」とは、厚生年金基金制度を設置する企業に対して、厚生年金の一部について国に代わって運営をする制度をいい、この財源となる厚生年金の保険料の一部に関して基金に納付することで、基金独自の掛金と合わせた独自運用を認めるものである。厚生年金の代わりを担うという役割から、この代行部分については、現在までに、掛金に対しては基金の免除保険料（率）¹⁵⁾が、積立・運用に対しては（最低）責任準備金¹⁶⁾が、給付に対しては給付現価負担金¹⁷⁾が、それぞれ規定されてきている。

代行部分には公私の性質が交錯するため、もともと財務的な視点からは2つの問題が存在している。第1に、公的年金の一部に関する資金と、私的年金部分の資金とを混合させて運用活動を行うため、一連の資金運用活動の巧拙と成果とが、結果的に公私のどちらに属するものになるのかを、判別し難いものとしている。公的年金部分の運用成果と私的年金部分の運用成果とを、明確な形に分離することができなければ、そのパフォーマンスを、ステークホルダーに対して別々に情報提供することも難しくなるだろう。第2に、本来ならば原理の異なるはずの2つの資金計算を、企業年金の運営プロセスのなかで、強引に両立させようとするため、両者の乖離をどのように埋め合わせるかについて当初から課題を抱えていることを指摘し得る。厚生年金基金の財政方式が、自らの年金原資を積み立てていくことを基本とする積立方式であるのに対して、厚生年金の財政方式は、現役世代の掛金を、現在の給付者に対する財源とする賦課方式だからである。

このように、代行部分は、本質的に測定に関する困難さを内包したシステムであるといえるが、こうした根本的な問題が、当初においてそれほど強く認識されることはなかった。その第1の要因として、会計基準の整備が、退職一時金については発生基準による引当金処理が規定されていたのに対して、企業年金会計に関しては特に規定が定められていなかったため、現金拠出した掛金をその時点で費用処理するだけの、一種の現金基準による処理が行われていたことを指摘し得るだろう。また、第2の要因として、運用上の条件が高い利率を背景として有利に行い得る状況が存在したことが考えられる。特に、高い利率で銀行等の金融機関への預金が可能であったことを背景として、運用リスクを最小限に抑制しつつ運用のリターンを確保することが可能であったことや、免除保険料率の一律設定によって、成熟度が低い基金には代行給付が免除保険料以下で賄える状況が存在していたことから、いわゆる「代行メリット」が存在していたのである。要するに、安定的な運用環境という偶然的な要因を背景として、こうした問題の顕在化は免れていたために、企業側にもステークホルダー側にも、運用の失敗に対する注意を払う必要性は特に生じておらず、結果として、退職給付の財務情報への着目も低く、需給調整が機能するに至っていない状態であったといえよう。

実際、この問題は、その後の経済の変動に伴う運用環境の変容と、退職給付の財務報告の導入を受けて、一気に顕在化し、社会問題となるのである。具体的には、企業会計審議会によって公表された退職給付に係る会計基準により、各期において企業が負担すべき退職給付コストが発生基準によって計算され、同時に、退職給付制度の運用パフォーマンス

の良否を示す積立状況に関する情報も、一部の未認識項目を除いて計上されることとなった。これによって、従来はオフ・バランスになっていた積立不足の情報が、部分的にはあるものの負債情報としてオン・バランス化されたのである。この会計基準が設定された背景には、会計の国際化を考慮に入れ、意思決定情報提供機能を強化することを課題として、政策的な見地から行われた一連の会計制度改革¹⁸⁾が存在している。つまり、会計基準設定レベルにおけるこうした人為性の介入によって、退職給付の財務報告に対する着目が高まり、個々のステークホルダーに、それぞれの利害とそれに関係する財務情報とが存在することが啓蒙されたのである。こうして、退職給付の財務情報に対する需給調整は機能しはじめることになる。

バブル経済の崩壊後、基金の財政悪化によって積立不足が生じたこともあり、この時期の企業側には、大企業を中心として、厚生年金基金の代行部分を返上するという動向が観察された¹⁹⁾。厚生年金基金の場合、積立状況として算定される数値のなかに代行部分に関わる金額が混入しており、積立不足の状態においては、負債として算定される数値に代行部分の財源となるべき金額が含まれてしまう。そのため、その金額をどのように扱うのが問題とされ、かかる行動へと繋がったのである。会計の経済的な影響として観察される典型的な事象のひとつであるが、これを退職給付の財務情報に対する人為性の介入の観点からとらえた場合、財務情報の作成レベルにおける需給調整の現れとして解し得ることになるだろう。こうした動向を、法的な側面から後押ししたのが、平成10年度に決定した税制適格企業年金の廃止と、平成13年に成立した確定拠出企業年金法と確定給付企業年金法である。特に、後者の2つの法律については、管轄が厚生労働省であったために、厚生年金基金からの制度移行が比較的行いやすい環境が整備された。こうして、単独型と連合型の厚生年金基金は平成16年度以降、代行返上とともに急速に確定給付企業年金等の制度に移行していくことになるのである²⁰⁾。

ところで、このように代行を容易に返上し得た単独型あるいは連合型の企業年金に比べ、異なる複数の事業主によって設置運営される総合型の年金基金の場合には、代行返上を行い解散するための高いハードルが存在し、結果として8割近い総合型の基金が厚生年金基金制度を占める状況になっていた。それらハードルのひとつは、原則として、代行割れの金額について、連帯責任で、解散時に全額返済をしなければならないとされていたことである。もうひとつのハードルは、解散の申請のためには、厳しい解散認可基準、すなわち、厚生年金基金の議決機関である代議員会で代議員の4の3以上の議決を得ること、事前手続きとして全事業主の4分の3の同意を得ておくこと、申請理由として母体企業の経営悪化等の要件を満たすこと、の充足が必要だったことである。

当時の基金の財政状況には、代行部分に相当する財源を確保できていない、いわゆる代行割れ²¹⁾のケースも多く存在していた。そうした基金のなかには、指定基金制度²²⁾によって、積立水準が著しく低いことを指摘され、財政の健全化計画作成と指導を受けることを義務づけられたものもあった。これらの要件を充足できず、代行返上も解散もできないという状況が、この時期、多くの総合型の基金に生じていたのである。そのため、こうした状況を救済するために、特例解散制度を平成17年に導入したものの、これによって問題が劇的に改善されることはなかったのである²³⁾。

この主な要因としては、この制度の適用を受ける企業あるいは事業主にとって、分割の

金額に対する負担が、変動的な利息を含めて非常に大きかったことが指摘し得るだろう。例えば、ある総合型基金に加入する1つの事業主の業績が悪化し回復せずに倒産に至った場合には、その事業主が負うはずの負担金について、残った事業主が連帯して補填しなければならない。代行部分に対するこうした連帯責任は、本業が好調であっても、偶発的な債務負担を強いられるケースが生じるといった問題を生じさせるからである。また、制度設置企業あるいは事業主の経営状況自体が必ずしも悪化しているわけではないにもかかわらず、基金に対する負担が過大となっている中小企業あるいは事業主も少なからず存在していたが、これらに対する配慮も不足していた。

以上より、退職給付の財務情報を改善するための会計基準導入が、実は、新たな利害関係の変化を生じさせ、それを緩和するために代行返上等の調整行動が行われたというメカニズムが明らかになった。ただし、こうした調整的な局面においても、総合型年金の特例解散の問題は依然として存在し続けていたことから、需給調整は十分に機能していた訳ではなかったのである。

4 法改正による利害構造の変容

こうした基金の財務状況は、平成16年以降のマーケットでの比較的良好なパフォーマンスによって、一時的には緩和・改善されることになったものの、その後は、直ぐに、サブプライムローン問題、リーマン・ショックと立て続けに景気の負要因がマーケットを襲うことになった。これに伴って、退職給付制度資産の運用環境も一気に悪化し、厚生年金基金の財政内容を再び不健全なものとなるに至ったのである²⁴⁾。そうしたなか、基金の担当者のなかには、この時期に被った損失を少しでも取り戻そうと、規制緩和により目前に広がっていた投資の多様な選択肢から、高いパフォーマンスをあげているヘッジファンドや投資顧問会社等へと投資先をシフトしたのもあった。「消えた年金」問題を生じさせたAIJ投資顧問²⁵⁾は、投資運用活動を通じて一連の詐欺行為を行った企業であるが、こうした背景を追い風として登場している。このAIJ事件については、退職給付資産の運用システムの問題や、総合型の複数事業主年金の代行返上および解散問題を顕在化させただけでなく、後の「公的年金制度の健全性および信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行までの一連の動向²⁶⁾を生み出す端緒となっており、退職給付の財務情報の需給調整プロセスに大きな影響を及ぼしている。特に、基金の財政に混在していた代行部分の債務を法的な視点から確定し、基金独自のいわゆるプラス・アルファ部分と明確に切り分けるための様々なルールが整備され、飛躍的に変容したことにについては注目に値するといえるだろう。

これまでのプロセスにおいては、責任準備金の計算方法を巡る問題として、①将来法による計算についての変更の問題、②代行給付費の計算プロセスに用いる係数0.875の改善の問題、③厚生年金本体の実績利回りの確定時期と計算への適用時期の乖離という、いわゆる「期ずれ」の問題、の3つの論点が示されていた²⁷⁾。このうち、①に関しては、代行機関として基金が給付を賄うために積み立てるべき額を基準とし、予定利率5.5%を用いて計算する将来法（過去期間代行給付現価）から、もともと厚生年金本体に積み立てられていたはずの額を算定し基準とする過去法（元利計算方式）へと、平成11年9月から既に変更されていた。しかしながら、②と③に関しては、その時点では依然として課題となっ

ていた。これがかねてから別の課題とされていた代行割れに伴う解散問題と合わせて、法的側面からの線引きが図られたのである。

これには大きく分けて2つの側面がある。代行割れ基金の早期解散と、代行割れを未然に防ぐための制度的装置である。代行割れの早期解散は、特例解散制度について、解散プロセスにおける要件や連帯債務をはじめとする納付面の見直しによって基金を解散しやすくしながらも、同時に、上記②の0.875問題と③の「期ずれ」問題を補正し、最低責任準備金の精緻化も図っている。また、代行割れを未然に防ぐための制度的装置として、純資産（時価）と最低積立金を比べ、それを下回る基金には解散命令が出来ることにした。こうした規定は、基金の現有の退職給付資産とおよび退職給付債務について、法的な視点から、強制的な測定基準が提供されることを意味するといえるだろう²⁸⁾。

それでは、このような法律の変更を含めて、総合型年金基金の会計処理はどのようになるであろうか。現行の企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」の企業（事業主）側の会計処理の規定によれば、基金の設置企業が、自己の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定し得るか否かで処理が分かれる。合理的に算定可能な場合、まず制度資産額を算定し、確定給付制度の会計処理と開示を行う。一方、合理的に算定し得ない場合、確定拠出制度に準じた会計処理を行い、積立状況を注記する必要がある。実は、こうした規定自体は、退職給付会計基準が当初導入された頃からそれほど変更されてきていないが、このことに問題はないのであろうか。

基金の利害関係に大きな変動をもたらすような、こうした法的な変更は、ステークホルダーの利害に関わる問題であるため、基本的には、利害調整に有用性を持つ情報として適切な開示が求められる。また、このような情報は、投資対象としての企業価値を見極める上でも非常に重要な情報となるため、情報提供機能においても重要性を持つ。

しかしながら、総合型年金に関わる企業や事業主には、中小企業が多いのが実情であり、実際は、情報提供機能よりもむしろ、利害調整機能にウエイトを置いたディスクロージャーが重視されると考えられるだろう。この場合、より焦点が当てられるべき事項は、基金の資産および負債の測定に関わる問題となる。基金の設置企業の立場から見れば、こうした法的な変更が基金運営にもたらす財務的インパクトを、正確に測定することこそが重要だからである。最終的に解散が確定するまでに、追加債務が発生する可能性があることを考えれば、負債および費用を計上するに際して、引当金を可能な限り正確に見積もり、必要な場合には、偶発債務の処理をも検討することが求められる。これらが情報として十分に開示されなければ、退職給付の財務情報に対する需給調整プロセスにも、少なからぬ影響は生じ得ることになる。

5 結語：財務報告の国際化に向けて

周知のように、近年日本は、会計基準の国際化という潮流を背景として、退職給付の会計基準を国際化させる方向へと邁進している。この国際化については、会計基準設定の動向その他に関して観察する限り、少なくとも、次の3つの方向性を有しているように思われる。それは、①退職給付会計基準の質を、国際化の動向に整合的な視点から向上させること、②退職給付会計の監査に関わるルールを、同じく国際化の動向に整合的な視点から向上させること、③退職給付会計基準の描写対象となる制度およびシステムそのもの

を、描写可能で汎用性がある姿へと調整することである。最後に、これらが厚生年金基金会計にどのように関わるのかを検討しながら、今後の退職給付の財務報告のあり方について考察しよう。

近年、IASBの国際化では、退職給付会計基準に関する全般的な見直しが行われている²⁹⁾。そこでは、退職給付コストの再分類や退職給付負債の計上等に関して、精緻化へ向けた試みがなされているが、その途上プロセスで判明した数々の難題（例えば、国際的に多様な退職給付制度を会計基準においてどのように捉え表現するべきかという問題）によって、当初の設定スケジュールが大きく変更され、結果、必ずしも十分とはいえない段階で会計基準が公表されている。日本の会計基準も、基本的にはこの動向をフォローしているため、中間的な要素の影響を排除し得ない。その点で、退職給付の財務報告を通じて行われる調整行動が、こうした状況に左右される可能性は否めない。

ただし、制度設置企業の会計基準においては、期待収益率の廃止や、積立不足をダイレクトに表示する会計処理が導入されてきており、また、本稿で検討した厚生年金基金会計では、退職給付会計基準の導入後問題となっていた代行関連の様々な問題が、法的に線引きされ解決に向かっている。したがって、これまで懸念されていた期間年金費用計上や未認識項目の償却方法の違い等に基づく利益調整行動に関しては、大きく変容する余地がある。そういった意味では、基金の運営パフォーマンスの企業財務へのインパクトに関する情報は、ステークホルダーに一層実態に近い形で伝えられるようになってきている³⁰⁾。

無論、こうした傾向は、公正価値評価に基づく財務数値のウエイトを、制度設置企業の財務諸表において高める効果を持つため、その主な項目と会計利益の関係を含めて、情報価値と計算体系のあり方の問題にも関わる議論³¹⁾を生じさせることになる。しかしながら、退職給付会計の場合、こうした動きに一定の合理性も存在する。基金の掛金徴収、投資運用、給付といった一連の運営活動は、基本的にファイナンスの理論に基づいており、それを一旦企業の業績を測定するための枠組みに適合する数値に変換し、ネットの形で関わらせる方法であるからこそ、基金運営に関わる公正価値の変動は最小限に抑えられるからである。現在の二元的システムを、退職給付の財務報告で採っている限り、投資家にとっての情報価値³²⁾も保持されるといえるだろう。

こうしたシステムが、より正確に機能するためには、退職給付制度や投資運用のスキームの一種の脆弱性等の問題に対して、監査をはじめ、内部統制等の体制やシステム、ルールを整備する必要があるが、今後この問題を考察することも課題として生じてくるだろう。この問題に関しては、AIJ事件後に、日本公認会計士協会（JICPA）が、業種別委員会研究報告書第10号『年金基金に対する監査に関する研究報告』（平成25年3月）、年金資産の消失事案を受けての監査及び会計の専門家としての提言（平成24年5月）を公表している。これについても、財務情報の信頼性を確保する視点から全体のあり方をさらに熟考すべきであろう。

最後に、最も重要となる制度の描写について言及しよう。本稿で検討してきた厚生年金基金の会計は、国際的に類がない制度であり、これを国際会計基準という同じ物差しで測定するためには、様々な問題が生じることになる。ただし、厚生年金基金に関しては、本稿で検討した新法で既に新設を認めていない。したがって、今後、漸次、他の制度へと移行が進んでいくことになる。その場合において問題となるのは、厚生年金との運営パフォー

マンスの同異であろう。公的年金と企業年金等の退職給付制度は、老後の所得保障システムとしては、補完的な関係である。冒頭で述べたように、退職給付システムは、マクロ経済の変動要因が関わりながらも、トータルな意味で運用に成功し続けなければ、制度の維持・継続が出来ない構造に、本質的にはなっていたはずである。そのように解し得るのであれば、どちらのシステムにも景気の波は生じるのであり、そうした景気変動リスクを、お互いの存在によって補完し合う必要性も存在するのである。合衆国の場合には、公的年金のパフォーマンスについては、政府会計基準審議会（GASB）から公表される会計基準に基づき報告が行われており³³⁾、今後日本の公的年金に関しても、こうした方向に向けた改革が行われる必要性³⁴⁾もある。

日本で国際会計が導入されると、二元的な財務報告のどちらにも国際会計基準が適用されることになる。そうなれば、現在はそれぞれの規制に従って運営活動の報告を行っている基金や退職給付制度も、同一の視点で財務情報を作成する必要性が生じる。退職給付の財務報告は、そこに関わる主体の利害を左右する重要なシステムである。したがって、単に国際的な潮流に身を委ね受動的な改革を進めるのではなく、公的年金を含めて、運用システム³⁵⁾、財務情報の測定システム、法的な整合性、経済システムとの連動、その他可能な限り、全体を鳥瞰する視点から整合的・積極的に改善・改革を進めていく必要があるだろう³⁶⁾。

参考文献

- OECD. 2005. *Pensions at a Glance : Public Policies ACROSS OECD COUNTRIES 2005*, OECD. (OECD 編著、栗林世監訳、世界総合生活開発研究所訳『図表でみる世界の年金、公的年金政策の国際比較』明石書店、2007年)。
- OECD. 1997. *Private pensions and public policy*, OECD. (OECD 編、船後正道監修、厚生年金基金連合会訳『企業年金改革：公私の役割分担をめぐって』東洋経済新報社、1997年)。
- 浅野幸弘・岩本純一・矢野学『応用ファイナンス講座 1：年金とファイナンス』朝倉書店、2006年。
- 岩村正彦「新時代を迎える企業年金法」『ジュリスト』第1210号、2001年10月15日、12-20頁。
- 伊藤邦雄「会計政策と財務戦略」『ビジネス・レビュー』第33巻第1号、1995年11月、14-32頁。
- 伊藤邦雄・徳賀芳弘・中野 誠『Global Accounting：年金会計とストック・オプション』中央経済社、2004年。
- 上野雄史『退職給付制度再編における企業行動 ―会計基準が与えた影響の総合分析』中央経済社、2008年。
- 梅原秀継「純利益とは何か ―日本基準の変遷をめぐって―」『産業経理』第73巻第1号、2013年4月、52-62頁。
- 奥村雅史「退職給付債務に関する裁量的情報開示」『早稲田商学』第404号、2005年6月、27-49頁。
- 乙政正太「退職給付会計における経営者の会計選択」（須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房、2008年、第16章所収）。（乙政 [2008a]）
- 乙政正太「退職給付会計における損益計算書の区分表示」（須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房、2008年、第17章所収）。（乙政 [2008b]）
- 乙政正太『財務諸表分析（第2版）』同文館、2014年。
- 川村義則「資産負債アプローチをめぐる議論からのインプリケーション―厚生価値測定と歴史的な原価測定のコスト分析」『会計』第185巻第1号、2014年1月、45-62頁。
- 企業財務制度研究委員会編『年金研究委員会報告 年金会計を巡る論点』企業財務制度研究会、1997年。
- 今野浩一郎「企業の退職金・年金と雇用管理」『ジュリスト』第1210号、2001年10月15日、42-48頁。
- 桜井久勝「財務会計のイノベーションの回顧と展望」『会計』第185巻第1号、2014年1月、1-15頁。
- 須田一幸「ファンダメンタル分析の新たな展開」（渡辺陽一監修、長谷川茂・新田忠誓編著『会計学説と会計数値の意味』森山書店、1998年、第13章所収）。
- 須田一幸「ファイナンス論と会計利益」『企業会計』第55巻第9号、2003年9月、32-42頁。

- 清家 篤「退職金・企業年金の経済効果」（猪木・樋口編『シリーズ現代経済研究9：日本の雇用システムと労働市場』日本経済新聞社、1995年、第9章所収）。
- 中村二郎・大橋勇雄「日本の賃金制度と労働市場 ―展望―」『経済研究』第53巻第2号、2002年4月、97-116頁。
- 中村文彦『退職給付の財務報告 ―利害調整と信頼性付与の構造―』森山書店、2003年。
- 中村文彦「会計選択の国際化」『会計』第174巻第4号、2008年10月、63-77頁。
- 中村文彦「退職給付会計の変化」『会計』第176巻第5号、2009年11月、46-61頁。
- 中村文彦「IAS19号の改訂と利害調整構造の変容」『企業会計』第62巻9号、2010年9月、33-41頁（中村 [2010a]）。
- 中村文彦「退職給付会計の再検討」『会計』第178巻第6号、2010年12月、70-82頁（中村 [2010b]）。
- 古市峰子・宮田慶一「公的年金と地方自治体に置ける会計および政策評価のあり方」金融研究第20巻1号、2001年1月、127-161頁。
- 三好秀和「AIJ投資顧問事件の構造的研究」『立命館ビジネスジャーナル』、2013年1月、1-18頁。
- 森戸英幸『企業年金の法と政策』有斐閣、2003年。
- 森戸英幸「企業年金と契約 ―給付に関わる契約についての基礎的検討ならびに『受給者減額』に関する若干の考察」『季刊・社会保障研究』第45巻第1号、2009年、55-65頁。
- 樋口美雄・駒村康平・斎藤潤編著『超成熟社会発展の経済学、技術と制度のイノベーションが切り開く未来社会』慶應義塾大学出版会、2013年。
- 山口 修「わが国の企業年金の現状と課題」『横浜国際社会科学研究所』第15巻第3号、2010年9月、191-214頁。
- 吉田和生『退職給付会計情報の分析』中央経済社、2008年。

注

- 1) 森戸 [2009] において指摘されているように、企業年金制度を含む退職給付制度は、強制的なものではないため、法的根拠としては任意の契約に基づくものである (55-56頁)。そのため、制度の存続には、労使の積極的な協調行動が必要となるだろう。
- 2) 清家 [1995] では、日本の退職金・企業年金が、定着と退職の促進にどのように作用していたのかに関する計量的分析が行われている。特に、退職の抑制効果については、年齢が若い時には強いが年齢とともに弱くなるという傾向が指摘されている (254頁)。ある程度の年齢 (50歳程度) になると、教育投資収益の回収がなされ、生産性に対する貢献も十分になされてくるが、賃金が高くなっていくためである (238頁)。
- 3) OECDは、年金制度の国際比較による類型化を行っている。OECD [1993] およびOECD [2005] 等を参照せよ。
- 4) ここでは、平成23年度版、平成24年度版、平成25年度版の厚生労働白書をそれぞれ参照している。
- 5) 会計情報には、基本的に利害調整機能と情報提供機能の2つの機能があることはよく知られている。
- 6) 合衆国においてFASBという会計基準設定主体が登場して以来、会計基準は、その経済的影響が大きいことも考慮して設定されるようになっていく。年金会計の経済的影響に関しては、例えば、伊藤・徳賀・中野 [2004] の第10章を参照せよ。
- 7) 現在のような退職給付のディスクロージャー・システムが形成された過程と、その際に行われた議論の詳細については、拙著 [2003] を参照せよ。なお、後述のように日本の制度会計において規定されているのは、制度設置企業の会計基準のみであり、制度自体の会計ルールは企業会計上定められていない。
- 8) ここに示した3つの方法以外に、財務情報の作成プロセスに着目し、そこで行われている、基準設定プロセスおよび会計方針の選択を、会計選択という1つの視点から考察するアプローチも存在する。詳しくは、このアプローチによって分析を行った拙著 [2003] および拙稿 [2008] を参照せよ。
- 9) 会計基準に投影されるこうした機能は、個々の会計基準を用いて情報を作成する企業にとって一種の制約条件の役割を担うことが考えられる。
- 10) 乙政 [2014] によれば、利益マネジメントには、機会主義的選択、効率的選択、情報提供的選択の3つのパターンがあり、また、その方法に関しては、会計的裁量行動、実体的裁量行動、表示区分シフティングの3つが存在する (263-265頁)。
- 11) 日本の退職給付会計の導入後、日本基準に関わる経営者行動を研究した優れた実証研究が多く行われている。例えば、奥村 [2005]、乙政 [2008a] および [2008b]、吉田 [2008]、上野 [2009] 等を参照せよ。
- 12) こうした行動は、会計代替案を経済的取引そのものには影響を及ぼさずに選択する技術的会計政策に対して実質的会計政策とよばれている。詳細は伊藤 [1995] を参照せよ。

- 13) 退職給付制度の発展の歴史については、森戸 [2003] (52-53頁) に詳しいので、そちらも参照せよ。
- 14) 以下、代行の定義と内容は、厚生労働省社会保障審議会年金部会に設置された厚生年金基金制度に関する専門委員会資料 (第6回、資料3「これまでの専門委員会における議論及びヒアリングにおける指摘等に関する資料」、平成25年1月24日) に基づいている。
- 15) 厚生年金本体に納付すべき厚生年金保険料のうち、代行部分の給付に充てるため厚生年金基金に納付するものをいう。免除保険料のとりえ方は利差損益を考える上で非常に重要であるが、平成8年4月を境に大きく変化しているのに注意が必要である。
- 16) 基金が解散するときに国に返還しなければならない積立金の額のことである。これは、代行部分の給付義務は最終的には国に引き継がれることを前提として定められている。これについても平成11年10月を境に大きく変化している。
- 17) 最低責任準備金の計算方法を変更したことに伴い、平成17年から導入した仕組み。
- 18) これは、いわゆる会計ビッグバンによる会計制度改革である。
- 19) この行動に関する実証分析としては、例えば、上野 [2008] の第9章及び第10章を参照せよ。
- 20) 厚生年金基金、制度適格退職年金、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金の割合を、平成13年度末から平成23年度末までの時系列で見ると、厚生年金基金が54%から26%に低下しているのに対し、企業型確定拠出年金は0%に近い状態から25%に、また、確定給付企業年金は0%に近い状態から48%に増加している。なお、この期間は、当初46%を占めていた適格年金の制度廃止までの移行期間であったため、この移行も大きく関わっていることに注意が必要である (第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会、参考資料1「厚生年金基金に関する基礎資料」、平成24年11月2日、3頁)。
- 21) いわゆる代行割れとは、代行給付に要する費用に相当する資産を保有し得ていない基金をいう。
- 22) 指定の要件は、次のいずれかに該当した場合である。①3事業年度の決算において、連続して積立金総額が、解散時に最低限保有すべき金額の9割を下回った基金。②直近の事業年度の決算において、同様に8割を下回った場合。指定基金数は、平成17年度は20基金、平成18年度6基金、平成19年度3基金、平成20年度3基金、平成21年度3基金、平成22年度50基金、平成23年度81基金、である (第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会、参考資料1、8頁)。
- 23) 代行割れ基金については、当該返還額の分割・返済額に関する次のような特例が認められた。①返還額から基金が既に保有する資産を返還した上で差額 (不足分) について納付計画の承認を得れば原則5年 (やむを得ない事情がある場合は10年) 以内の機関で分割納付ができることとした。②返還額については現行ルールで算定した額と特例額のうち低い方を選択できるようにした。11基金が特例により解散したが、総合型基金において事業所の倒産が相次ぎ、負担額が連鎖的に上乘せられてしまう深刻なケースも生じている (第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会、参考資料1、11頁)。
- 24) 年度ごとの、代行割れ基金数、加入者数 (万人)、積立不足額の総額 (億円) のデータは次の通り。
(第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会、資料2、8頁)
- | | |
|--------|----------------|
| 平成14年度 | 610、429、21,202 |
| 平成15年度 | 262、195、6,666 |
| 平成16年度 | 175、118、3,993 |
| 平成17年度 | 24、13、428 |
| 平成18年度 | 19、9、406 |
| 平成19年度 | 161、112、4,320 |
| 平成20年度 | 478、356、26,507 |
| 平成21年度 | 242、174、7,702 |
| 平成22年度 | 213、146、6,289 |
| 平成23年度 | 287、187、11,100 |
- 25) 三好 [2013] は、1986年の「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」が「不正が入り込む余地がないように練り上げられた構造 (2頁)」として定められ、その後に法整備も行われていることから、この事件が発生するまでは、基本的に大事件になる程の不正が生じていなかったと指摘している。その上で、このように被害が拡大した要因を「投資信託ビジネス・ストラクチャー、特に投資一任契約の中で投資顧問会社が外国投資信託を国内証券で買い付けることで、購入した外国投資信託は国債証券の保護預りとなるため国内信託銀行の財産の保全・管理のチェック機能を遮断することで可能となった(14頁)」として、この事件が本質的に法的不備によって生じたのではなく、信託業務の脆弱性に起因したものであると結論づけている。
- 26) AIJ事件が発覚したのは、平成24年2月のことであるが、厚生労働省では、3月にはAIJ問題対策プロジェクトチーム (後に特別対策本部と変更) を、4月には厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議を設置し、素早い対応を行っている。後者の有識者会議については、7月には報告書を公表している。また、同年9月には、第7回特別対策本部において代行制度の廃止が決定事項とされて

おり、10月には社会保障審議会年金部会に厚生年金基金制度に関する専門委員会も設置されている。この専門委員会は同年11月から翌25年2月までに7回開催され、最終的には「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）に関する意見」が公表されている。こうした一連の流れを受けて平成25年6月に国会で可決・成立したのが、「公的年金制度の健全性および信頼性の確保のための厚生年金保健法等の一部を改正する法律」である。

²⁷⁾ 第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会、参考資料2「代行制度について」、平成24年11月2日。

²⁸⁾ 厚生年金基金制度に関する専門委員会では、この問題について、受給権に係る論点としてとり上げ、議論している。そこでは、代行割れ基金の現有資産を代行給付の財源として充て、上乗せ部分には充てない方針である理由について、①代行給付に充てるべき金額を使って上乗せ給付を行っている状況にあること、②減額特例や分割納付特例を利用する時点で厚生年金本体に負担が加わっていること、③連帯債務を外すという措置を講じていること、の3つを挙げている（厚生年金基金制度に関する専門委員会資料、第6回、資料3、33頁）。

²⁹⁾ 拙稿 [2009]、[2010a]、および [2010b] を参照せよ。

³⁰⁾ このような実態については、例えば、年金会計を利用した利益管理について実証分析が行っている浅野・岩本・矢野 [2006]（第5章）を参照せよ。そこでは、期待収益率を高め設定して、算定される年金費用を低めに見せる傾向があることが指摘されており、将来におけるダイレクトな積立不足の表示によって実態を反映した企業評価が行われるようになることが示されている。

³¹⁾ この問題については、しばしば資産負債アプローチ対収益費用アプローチというかたちで議論されることが多いが、桜井 [2014] にも指摘されるように、「公正価値評価を導入しても、その他の包括利益の期待値がゼロである限り、残余利益モデルから算定される株式の本源的価値は影響を受けず、また当期純利益は依然としてその情報価値を失わない（8頁）」ことは、理論的に説明が可能である。こうした視点を考えると、問題は一層「信頼性の高い会計情報（同、13頁）」となるように、退職給付の財務情報を提供するためには、今後、どのような会計基準が作成されなければならないかを考えることである。

³²⁾ 年金投資をはじめとするファイナンス理論には、①効率的な市場仮説のもとで、ポートフォリオ・リスクに見合ったリターンを獲得を、平均的な市場投資収益を目標として実現しようとするパッシブ投資戦略と、②アノマリーを活用し平均を上回る市場投資収益を目標として実現しようとするアクティブ投資戦略、の2つの投資戦略が存在する。会計上の投資意思決定においてもアノマリーを利用して投資が行われる。この点については、須田 [1998]、須田 [2003] を参照せよ。

³³⁾ しばしば「ものを言う株主」として例示されることの多いCalPERSは、カリフォルニア州の公的年金であるので、このGASBの基準の適用を受けている。

³⁴⁾ この点については、既に、古市・宮田 [2001] において、企業会計と同様の発生主義の会計の導入の必要性が述べられている。

³⁵⁾ 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の存在が、どれだけ機能するかにも着目すべきである。資産運用面において、適正なリスクとリターンを目標とした継続的な投資運用活動が可能であるかは、ひとつの鍵となり得るからである。厚生年金基金における財政計算においても、現時点で既にGPIFの実績が連動する等、の関連性が存在している。

³⁶⁾ 日本においては、企業年金が基本的に厚生労働省の管轄であるため、企業会計のルールが適用されていない。基金を設置する企業の価値を正しく評価し、投資対象としての可否を判断するには、基金の運営パフォーマンスを正確に描写する必要が存在しているといえるだろう。つまり、基金（制度）自体の価値が情報としてクローズアップされるのである。